

発議第 10 号

令和元年 6 月 28 日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者	木津川市議会議員	西山幸千子
賛成者	木津川市議会議員	福井 平和
	木津川市議会議員	山本しのぶ

辺野古新基地建設、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、
国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決する
べきとする意見書について

上記の議案を、地方自治法第 99 条及び木津川市議会会議規則第 14 条
第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

辺野古新基地建設、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書（案）

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下の平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

また、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、『差別』ではないか」との問い合わせが含まれている。これは何も面積の格差だけを訴えているのではなく、その本質は「自由の格差」の問題だ。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かを、国民全体で真摯に議論するべき問題であると考える。

よって、木津川市議会は下記のことを強く求める。

記

- 1 辺野古新基地建設工事と普天間基地の運用について、全国の市民が責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
- 2 沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、一地域への一方的な押しつけにならないよう、民主主義及び憲法の規定に基づき、公正で民主的な手続きにより解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

木津川市議会議長 山本 和延

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）